

構造改革特区(第20次)及び地域再生(第9次)提案募集における提案の概要

(注)本概要は提案主体が記載した内容を原則そのまま転記したものです。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
02 産学連携関連 < 1件 >			
大阪府	大阪府	公立大学法人(地方独立行政法人)の研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和	公立大学法人(地方独立行政法人)の出資について、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知の還元を促進するため、大学の研究成果を事業化する企業に対し、設立団体が認める場合は、出資可能とする。
03 産業活性化関連 < 11件 >			
福島県	いわき市	有料職業紹介事業の要件緩和	有料職業紹介において、港湾運送業務や建設業務に就く職業については、求職者に紹介してはならないと規制されているが、災害復旧・復興に携わる上記職業については、労働者の雇用環境の確保や雇用者の労働衛生管理等を条件の上、規制を緩和し、有料職業紹介の対象としていただきたい。
東京都	株式会社パソナグループ	東日本関東大震災の被災地における「個人事業主」に対する「労働者性の判断基準」の適用除外	被災地における労働者性の判断基準を緩和することで、企業の積極的な自営業者等の受け入れを促し、就労機会の増大を目指す。
東京都	株式会社パソナグループ	復興支援に関わる労働者派遣法の緩和措置・医療機関等への看護師派遣の実現(期間限定措置:3年間)	復興支援に関わる労働者派遣法の緩和措置を要望します。 [医療分野への迅速な人材提供] 被災者への迅速な救済対応として、医療分野での人員不足が問題となっている。人材派遣のスキームを活かし、病院等における医業等の医療関連業務を紹介予定派遣のみの制限を緩和し、通常の派遣においても可能とする。 (期間限定措置:3年間)
富山県	海王交通㈱、 南小杉タクシー、 大門タクシー㈱	軽自動車のタクシー車両認可	現行法で規制されている軽自動車のタクシー車両への使用について、一定の要件を満たしている場合には、その使用を認める。
富山県	海王交通㈱、 南小杉タクシー、 大門タクシー㈱	軽自動車を使用したタクシーの料金設定基準の緩和	現行法で規制されている軽自動車のタクシー車両への使用について、その使用が認められた場合、自動認可運賃下限を下回る運賃を設定できることとする。
富山県	海王交通㈱、 南小杉タクシー、 大門タクシー㈱	軽自動車を使用したタクシーの基準車両数の緩和	現行法で規制されている軽自動車のタクシー車両への使用について、その使用が認められた場合、その車両は基準車両数から除くこととする。
石川県	社団法人 金沢青年会議所	「伝統工芸」分野に従事する外国人職人の永住許可要件の緩和及び「伝統工芸」分野に従事する活動に対する在留資格の創設	永住許可に関する緩和措置の要件に、伝統工芸分野に従事する職人を対象とした内容を盛り込み、かつ「伝統工芸」分野に従事する活動に対する在留資格の創設
福井県	福井商工会議所、 榑市姫商事、 佐藤電工、 中路電設㈱	取得済特許権利用の経済活性化事業	現在、原発廃止に依る電力の超不足。東日本震災の復興、デフレ経済克服等の諸策が山積している現状ではあるが、政府には財源がない。此の期に於いて当社取得済みの特許権を活用し独占排他的なビジネス、モデル、スキームを確立し全国民が一体となって困難解決に邁進すべき時である。その解決策を提案する。
兵庫県	新日鐵化学株式会社	屋外貯蔵タンクの水張検査の適用緩和	屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係わる完成検査前検査の水張検査について、以下の補修工事での軽微な補修においては、水張検査を省略する。 ①側板と側板、側板とアニュラ板との溶接継手の補修工事 ②全ての底部に係わる重ね補修工事 ③底部に係わる溶接部補修工事。 もしくは、危険物の規制に関する政令第8条の2第3項第2号に「水張検査(水以外の適当な液体を張って行う検査を含む。）」とあるので、軽微な補修においては、段階的な検査を行うことにより、適当な液体として実液(危険物)を認める。
山口県	防府市	ナンバーを取得していない特殊自動車の公道走行と荷役走行の禁止規制の緩和	道路運送車両法で規定されている登録車両による公道走行に関して、未登録の特殊自動車の走行を可能とし、併せて道路交通法に基づく国土交通省通達で禁止されている荷役走行も可能とする。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
熊本県	熊本県	電動車いすへの付属物取り付け要件の緩和	現行法で規制されている電動車いすへの付属物の取り付けについて、長さ、幅及び高さの基準を緩和し、個別確認申請をしなくとも一括申請により不特定多数の利用対象者が共同利用等できるようにする。
05 農業関連 < 12件 >			
北海道	大空町、美幌町、網走川土地改良区、オホーツク東部広域農業水利管理協議会	普通地方公共団体が設ける協議会の要件の緩和	現行法で規定されている、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理及び執行するため、普通地方公共団体が設ける協議会について、普通地方公共団体及び土地改良区が施行する土地改良施設の管理を含む土地改良事業の事務を、共同化により合理的且つ効率的に行うため、普通地方公共団体と土地改良区による協議会の設立を可能にする。
青森県	三沢市	住宅地及び商用地に隣接する農業継続困難な農地の有効活用事業	住宅地や商用地に囲まれている農地の有効活用を図るため、当該地域の農地法及び土地改良法の適用除外を行っていただきたい。
山形県	山形県	米生産数量目標の配分における有機栽培米生産分の優先配分について	米の生産数量目標の配分に当たっては、現在のところ、米の作付け実績や需要の実績に応じて都道府県毎に配分されているが、有機栽培米については、慣行栽培米と分けて生産希望に見合った生産目標配分とする。
東京都	株式会社パナグループ	農地法の転用等 : 農業用途を条件に設備投資可能	復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。 [株式会社の参入] 農業生産法人ではなく、株式会社としての参入を可能とする。
東京都	株式会社パナグループ	農地法の転用等 : 農業用途を条件に設備投資可能	復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。 [農地転用の拡大] 現在、許可制である公共施設への転用以外にも、農業用途を前提に施設建設も可能とする。たとえば、植物工場として安定的に生産し、加工、販売までできる6次産業化につながるプログラムであれば、転用可能とする措置を要望します。
東京都	株式会社パナグループ	投資環境の改善 : 被災地域への投資要件の緩和、拡大	被災地域への投資環境改善のための緩和措置を要望します。 ①[PPP・PFIの民間参入の促進] 民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し ②[外資系企業の積極的参入誘致] 水産業の積極的誘致として、役員要件の緩和(船舶法)
大阪府	箕面市	生産緑地活性化促進特区の創設	①生産緑地地区での利用権設定による賃借を適用する。(基盤法関係) ②生産緑地の解除にかかる行為制限解除までの期間の延長を行う。(生産緑地法関係)
兵庫県	三木市	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するために行う変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。
兵庫県	兵庫県	農地利用集積円滑化団体の民間開放	民間事業者(株式会社等)が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める。
兵庫県	兵庫県	小規模水力発電の導入に係る水利占用許可申請の簡素化	灌漑用水など他の水利使用に従属する小規模発電目的の水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、大臣同意を要する「特定水利使用」の対象外とする。
兵庫県	兵庫県	一般廃棄物の収集運搬業及び処分業に係る許可要件の緩和	一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
兵庫県	兵庫県	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止	国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止する。
07 教育関連 < 8件 >			
北海道	星槎国際高等学校	学校法人立の高等学校通信制課程を連携先とする「技能教育施設」に対する留学ビザの発行要件に関する緩和	入国管理法及び難民認定法の別表第一の四の「本邦において行うことができる活動」の各種学校で教育を受ける活動の場合と同様に、学校法人立の高等学校通信制課程を技能連携先とする各都道府県教育委員会指定の「技能教育施設」で教育を受ける場合に、留学ビザの発行を受けることができるようにする。 現行制度では、連携先の高等学校が通信制課程ということで留学ビザの発行が認められていない場合が多いが、来日する生徒の学習形態の実態に即した許認可の判断基準への変更を願いたい。
群馬県	株式会社 群馬ロイヤルホテル	専修学校の設置認可権者の追加	学校教育法第130条について、私立の専修学校にあっては都道府県知事の認可を受けなければならないとされているが、中核市の独自性を重視し、私立の専修学校にあっては、都道府県知事だけでなく、中核市以上の都市規模を有する都市の市長認可まで広げる。
東京都	軽井沢インターナショナルスクール設立財団	学年の開始時期に関する要件の緩和	高等学校は4月から翌3月を一学年とすると規定されているが、より多くの留学生や帰国子女を受け入れることができるように、9月から翌8月を一学年とすることを可能とする。
東京都	地方行革の会	地方自治体の首長部局が一元的に教育委員会評価を行う	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条によると教育委員会が(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)を行うこととなっているが、このようなことは首長部局が自主的に行っているため、法律による義務化を廃止していただきたい。
神奈川県	学校法人 国際学園	第一種低層住宅専用地域に、高等教育機関を設置することへの緩和	第一種低層住宅専用地域内において、統廃合等で閉鎖・廃校になった公立学校等として使用されていた建物を、低層住宅に係る良好な住居の環境を害する恐れがない場合、高等教育機関でもその建物を使用することができるよう用途地域を緩和する。
大阪府	大阪府	公立大学法人(地方独立行政法人)が施設整備を行う際の長期借入規制の緩和	公立大学法人(地方独立行政法人)の長期借入れについて、施設整備に係る資金需要の平準化を図り、実際に当該施設で教育研究を行う法人自身により柔軟で効果的・効率的な整備が行えるよう、施設整備に関し、設立団体が認める場合は可能とする。
兵庫県	兵庫県	公立大学法人の業務範囲の拡大(附属学校の設置・運営)	公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校(附属高校及び中学など)の設置及び管理ができるよう、公立大学法人の業務範囲を拡大する。
愛媛県	今治市、愛媛県	大学獣医学部の設置の許可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
09 生活福祉関連 < 27件 >			
福島県	株式会社青木会計	ブリッジ社会福祉法人の認可	ブリッジ社会福祉法人は、その名の通り、あくまで避難している社会福祉施設を運営する複数の社会福祉法人が、避難が解除され戻るまでの“繋ぎ”の社会福祉法人である。つまり近い将来確実に解散する事を前提とした社会福祉法人である。また、このブリッジ社会福祉法人は、原発事故を抱える福島県の特異な事情の為、ブリッジ社会福祉法人の設立は福島県のみとする。よって、設立要件については設立基準を緩和すること。
福島県	株式会社青木会計	特設介護施設への農地転用について	転用を厳しく制限されている10ha以上の集約的優良農地や土地基盤整備事業を実施した農地、これらを含む甲種農地はじめ、市街化調整区域にある農地でも、厚生労働省が設立認可したブリッジ社会福祉法人が建設する特設介護施設の建設ができるよう、農林水産省はブリッジ社会福祉法人が届出申請のあった農地の転用を可能とする。ただし農地転用の行為により、土砂の流出またはその他の災害を発生させる恐れがある場合、近隣農地やその他農業施設の保全または利用上、支障をきたす場合はこの限りではない。
福島県	株式会社青木会計	用途地域における特設介護施設の建設について	福島県内のブリッジ社会福祉法人が建設する特設介護施設に対する建築基準法第四十八条第一項から第十二項までの規定のただし書の適用は、特定行政庁が建築物の整備に関する基本方針に適合すると認める場合を含むものとする。さらに厚生労働省の認可を受けて建設する特設養護老人ホームは、建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用するものとする。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
福島県	株式会社青木会計	特設介護施設の職員配置基準について	特設介護施設の職員配置基準は、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであるので、それに準じた職員配置をするのが妥当だが、原発事故により避難せざるを得なくなった施設の職員を優先的に雇用していく為に、呼び戻すまでに時間がかかる場合が考えられる。これを考慮し、さらに避難している利用者を受け入れた場合に適切な介護サービスを提供する為、特別養護老人ホームの職員配置基準を緩和すること。
福島県	株式会社青木会計	介護保険法の運用について	介護保険法に定める指定介護老人福祉施設の指定においては、特設介護施設は、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであることを前提として運用すること。
埼玉県	社会福祉法人清心会	小規模グループホーム活性化特区(専用住宅を小規模グループホームとして活用できるようにするための規制緩和)	障害者自立支援法下におけるグループホーム・ケアホーム(以下GH)の推進を図る為、既存の専用住宅を利用しGHとする場合、小規模GH(定員6名以下)に限定して建築基準法を規制緩和し、専用住宅のまま事業を行えるよう要望します。
福井県	越前市	民生委員児童委員定数基準の緩和	厚生労働省の定める基準では、世帯数に応じて民生委員児童委員の数が定められているが、町内会(自治会)で高齢者等の要支援者の見守り活動を推進するため、当該基準を緩和し、各町内会に1人以上配置可能とする。
長野県	長野県	理容業・美容業に関する規制の見直し	1 病院・特別養護老人ホーム等医療・福祉施設に設置する理・美容所の作業場の共有化 2 上記1の場合、理・美容師である従業者の数がそれぞれ常時2名以上である場合の、管理理・美容師の配置基準の緩和
長野県	長野県	麻薬小売業に係る規制の見直し	1 麻薬小売業仲間譲渡に係る許可権限を厚生労働省地方厚生局(麻薬取締部)から都道府県に委譲 2 上記許可の期間を、現行の最長1年から2年に改正
静岡県	伊東市	介護保険法における保険資格の住所地特例について	65歳以上の第1号被保険者の住所地の異動に際して、前住所地に15年以上継続的に居住し、住民税、介護保険料(第1号及び第2号)を納めてきた場合に限り、居宅サービス、地域密着型サービスであっても保険資格は前住所地の被保険者のまま残し、要介護の状態となり介護サービスを利用するときは、前住所地の保険者から給付を受ける保険資格の住所地特例を提案する。 (※)15年以上の継続的な居住を目安とする理由 第2号被保険者となる40歳から第1号被保険者となる65歳までの25年間のうち、半数以上の期間、生活を維持し、住民税や介護保険料を負担する居住地を主たる住所地とすることが望ましいことから15年以上を目安とする。
愛知県	日進市	障害児通所施設における給食業務の緩和	現在障害児通所施設の給食について、基準により、自園での調理とされている。同じ児童福祉施設の保育所では、特区(番号920)により、一定の条件を持って、外部搬入が認められている。一般的に障害児通所施設は、通園児童数が30～50名と、保育所に比べ少なく、給食調理業務のコスト面からも厳しい運営となる。外部搬入への緩和により、結果的にコスト面でのゆとりができ、サービスの向上に繋がると考える。
滋賀県	東近江薬剤師会	薬局薬剤師によるクリーンルーム(無菌調剤室)の共同使用による調剤	調剤業務において薬剤の準備(計量、注射薬の混合、錠剤の粉砕等)については、構造設備上一定の基準を満たしている薬局で行うこととあるが、無菌状態による調剤をしなければならない場合、当該薬局にクリーンルーム(無菌調剤室)が無い薬局は、薬局薬剤師が、調剤の一部(薬剤の準備)を構造設備上一定の基準を満たしている「薬局以外の施設」で行うことを認めて頂きたい。 ※「薬局以外の施設」とは、その他医療機関の調剤所等(クリーンルーム)を指す。
和歌山県	高野町	保険医療機関である病院に近接する場所での民間保険調剤薬局による店舗運営の規制緩和	院外薬局の開設については、病院と公道を挟んだ所で可となるが、病院に近接する町の施設を利用し、構造的、機能的、経済的には独立し、調剤薬局としての適格性を欠くことなく、民間薬局参入による院外薬局誘致を現状の規制撤廃により行い、病院経営改善の一助としたい。
鳥取県	大山町	道路運送法第78条第2項に基づき実施する市町村運営有償運送(交通空白地)の許可要件の緩和	地域公共交通会議または地域公共交通確保維持改善協議会において同意を得た場合、道路運送法第78条第2項によって実施する市町村運営有償運送(交通空白輸送)の区域運行を許可する。
岡山県	特定・特別医療法人 社団十全会	別々の法人による、病院施設の他用途との時間区分兼用	病院のリハビリテーションに使用される機能訓練室を、時間区分により他の法人(株式会社など)が運営するフィットネスクラブのトレーニング室として兼用できるようにする。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
岡山県	特定・特別医療法人 社団十全会	別々の法人による、病院施設の他 用途との常時兼用	病院のリハビリテーションに使用される機能訓練室を、常時他の法人(株式会社など)が運営する フィットネスクラブのトレーニング室として兼用できるようにする。
広島県	社会医療法人祥和会 脳神経センター大田記念 病院	複数医療機関での一括治験受託	治験は医薬品メーカーが開発医薬品の安全性、有効性、使用方法、使用容量等を人体で調査するた め、医療機関に依頼してその試験を行っているが医薬品メーカーは試験薬の公平性等を保つため 一ヶ所の医療機関で被験者が4～5例以上の試験が可能な医療機関を選定している。地方の中小の 医療機関では症例適用要件に適合する被験者が1～2例と少ない医療機関が多く、これが地方の医 療機関で治験が進まない原因となっている。この状況を踏まえ、「医薬品の臨床試験の実施の基準 に関する省令」第6条の医療機関の選定の範囲を治験特区については特例を設け、特区内の複数 の同一治験医療機関をグループ化し1グループを1医療機関とみなし適用して治験受託を進めること とする。
愛媛県	松山市	児童デイサービスにおける学校送 迎	児童デイサービスの送迎については、居宅と事業所間に限定されているが、児童が放課後に児童デ イサービスを利用する場合には、学校に送迎できるよう緩和する。
愛媛県	松山市	就労継続支援B型の対象者要件の 緩和	就労経験がない障がい者が就労継続支援B型(以下「B型」という。)を利用する場合、就労移行支援 事業を利用し、B型の利用可否についての評価を受けなければならない。これに関して、明らかにB 型の利用が適当と思われる障がい者については、別の指標等を用いることによって、就労移行支援 を利用することなくB型の支給決定ができるよう、所要の規定の改正を行う。
愛媛県	松山市	介護保険による訪問介護サービス 内容の拡大	介護保険法による訪問介護のサービスとして、代読や代筆の行為が認められていないが、視覚障 がい者については、サービスの範囲として認められるよう提案したい。
福岡県	久留米市	医療型短期入所サービス費を算定 すべき指定短期入所事業所の施設 基準の緩和	医療型短期入所サービス費の算定に伴う施設基準については、医療法に規定する病院、診療所及 び介護保険法に規定する介護老人保健施設に限定せず、障害者支援施設や障害福祉サービス事 業所においても医療型短期入所サービスが提供できるように、施設基準の緩和をしていただきたい。
福岡県	福岡県	バス型車両の要件緩和	地域公共交通会議や地域公共交通総合連携計画に基づく運行である場合に、「道路運送車両の保 安基準」や「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」で定められている乗車定員11人以上の 車両の旅客自動車運送事業に係る規定及び「公共交通移動等円滑化基準」のバス車両に関する規 定について、道路運送車両の保安基準第55条や公共交通移動等円滑化基準第43条の申請を行う ことなく、基準の適用除外とする。
福岡県	福岡県	タクシー事業に係る増車後監査の 要件緩和	特別監視地域(特定特別監視地域を除く)において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 に基づく協議会、あるいは地域公共交通会議で了承された場合の措置を「増車7日前までの届出」の みとし、監査の対象としない。
福岡県	福岡県	スクールバスにおける有償と無償 の共存	スクールバスの混乗にあたり、地域公共交通会議において交通事業者の合意を踏まえ、条例に規定 し、国土交通省の許可を受けた場合は、混乗者から「運送の対価」を受け取ってよいものとする。
福岡県	福岡県	コミュニティ運送における無償の範 囲拡大	運送主体が地域コミュニティの場合には、ボランティア運送に対して地域コミュニティが1回あたりの 運転に対して支払う謝金の範囲内において利用者から謝礼を受け取れることとする。 また、地方公共団体がその運送に要する経費を自治会等の地域コミュニティに対して支援する場合 に、その支援を「運送の対価」とみなさない運用を求める。
福岡県	福岡県	自家用有償運送への地域コミュニ ティ運送の追加	自家用有償旅客運送に「地域コミュニティ運送」を追加する。
佐賀県	佐賀県	保育所における准看護師特区	児童福祉施設最低基準附則において、乳児6名以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定 は、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができると規定さ れているが、これを准看護師まで拡大するもの。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
10 まちづくり関連 < 37件 >			
埼玉県	春日部市	1. まちづくりエリア内における産業系開発基準における東埼玉道路予定地庄和ICの既設IC並の緩和 2. 工場立地法第3条第1項に規定する工場適地の緩和及び農業上の土地利用との調整の緩和等	1. まちづくりエリア内における産業系開発基準における東埼玉道路予定地庄和ICの既設IC並の緩和により、関係機関との各種手続きが円滑に進むことにより、産業系の都市的土地利用の推進が図られる。 2. 工場立地法第3条第1項に規定する工場適地の緩和及び農業上の土地利用との調整の緩和に伴い、企業の誘致が円滑に図られ、産業系の都市的土地利用の推進が図られる。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	国の計画等への適合義務の緩和	都市計画法第13条における国の計画等への適合義務について、特区においては都道府県及び政令指定都市は、これらの計画等を参酌して都市計画を作成することができることとし、その旨関係大臣に通知すれば足ることとするを定める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	関係市等による柔軟な都市計画の策定	特区においては、一の市町村の区域を超える広域的見地から決定すべき地域計画として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画のうち、施行令第9条第1項第1号に規定するものに関する都市計画、同条第2項第1号に規定する道路に設置する特殊街路に関する都市計画、及び同条第2項第2号に規定する施設に関する都市計画については、関係市又は特別区(以下、「市等」という。)による協議会を設置して共同で、若しくは関係市等による事務組合等により定めることができることとし、併せて、市等が定める都市計画の都道府県の都市計画への適合義務を、「参酌すること」に改めることを求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	都市計画事業の施行に係る手続の緩和	特区における市区町村による都市計画事業の施行に係る都道府県知事の認可を、市区町村による事業を施行する旨の都道府県知事への届出に緩和するとともに、国、都道府県及び市区町村以外の者による事業の施行に係る認可は都道府県知事又は市区町村長によることとするを定める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	指定都市の特例の拡大	都市計画法第87条の2においては、第15条第1項第4号から第7号まで(改正法においては第2項から第7項まで)に掲げる都市計画については指定都市が作成することとされ、「一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに関するものを除く。」とされているところ、施行令第9条第2項第1号及び第2号についても指定都市が作成することができることを求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	軌道の特許に係る権限の委譲及び特許の免許への変更	特区においてLRTを導入し、軌道運輸事業を行う場合にあっては、国土交通大臣による事業の特許を都道府県知事又は指定都市の長による免許に変更することを求める。軌道運輸事業の実施に係る国土交通大臣の特許を運行事業者の免許と事業の認可に分け、前者については都道府県知事又は指定都市の長により付与することとし、免許を有する事業者は免許が有効である期間において都道府県知事又は指定都市の長に届け出ることにより、複数の軌道事業において運行の業務を行うことができることを求める。併せて、後者については都市施設たる路面電車の交通の用に供する特殊街路(軌道)の整備を含む都市計画事業の認可を受ければ足りることとするを定める。(なお、後者については第5条において手当て。)
東京都	(株)三井物産戦略研究所	軌道の工事の施行認可の開発行為の許可への一体化	特区において実施される場合については、軌道の工事の施行認可を都市計画の認可及び都市計画事業の施行として行う開発行為の許可へ一体化すること。軌道については、路面電車の交通の用に供する特殊街路として都市計画における都市施設として位置づけられるものであるところ、軌道の敷設等の工事の認可を都市計画事業とは別にせず、これと一体として行うものと位置づけ、都市開発事業の施行として行う開発行為の許可を受ければ足りることとするを定める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	軌道運輸事業の運行開始の認可の届出への緩和	特区において軌道運輸事業を行う者は、運行の開始に当たって都道府県知事の認可を受けなければならないこととされているところ、特区においては、運行の開始に關し都道府県知事又は指定都市の長に、開始の年月日等の必要な事項を届け出れば足りることとするを定める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	軌道に係る運賃等の認可の権限の委譲	特区における運賃等に係る認可について、認可に関する一定の基準を国が示した上で、権限を国土交通大臣から都道府県知事又は指定都市の長に委譲することを求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	軌道事業又は運転の管理の委託若しくは受託に係る権限の委譲及び緩和	現行制度においては、軌道事業又は運転の管理の委託若しくは受託については、国土交通大臣の許可を受けた場合に限りこれを行うことができるとされている。これについて、特区においては、権限を国土交通大臣から都道府県知事又は指定都市の長に移譲した上で、許可を届出に緩和することを求める。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	不正乗車等に係る割増運賃の限度の引上げ	現行制度においては、無効の乗車券による乗車等の不正乗車の場合に請求できる割増運賃の金額は乗車区間の運賃相当額にその2倍の運賃を加えたものを上限とすることとされ、それ以上の額を請求することはできないところ、特区においては、欧州等と同様に、これを乗車区間の運賃相当額にその19倍の運賃を加えたものを上限として、地域の実情にかんがみて合理的な範囲まで限度を引上げることが出来ることとするを定める。なお、最高限度又は最高限度に近い金額まで引上げる場合にあっては、交通事業者は国土交通大臣又は鉄軌道が運行される地域を管轄する地方公共団体の長に協議しなければならないこととする。
東京都	(株)三井物産戦略研究所	軌道の敷設に関する特別の事由がある場合の許可の権限の委譲	併用軌道は道路の中央に敷設することを原則としつつ、道路の種類及び幅員によっては道路の片側に偏して敷設することができることとされ、特別の事由がある場合の国土交通大臣の許可を受けた場合については、軌道建設規程の規定によらない設計を行うことができることとされているところ、特区において敷設する場合にあっては、当該許可の権限を、二以上の市区町村にまたがる場合及び町村に敷設する場合にあっては都道府県知事、一の市又は特別区の区域内である場合については、当該市又は特別区の長に委譲することとするを定める。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
東京都	(株)三井物産戦略研究所	車両の運転速度に係る特別の事由がある場合の許可の委譲	車両の運転速度に係る特別の事由のある場合の国土交通大臣の許可について、当該権限を都道府県知事に委譲することとすることを求める。
神奈川県	鎌倉市	学校敷地内に放課後児童クラブ及び鎌倉市における子ども会館を設置するために用途上不可分とする適用制度	放課後児童クラブを学校敷地内に建築を行う事について要件緩和を要望とする提案は既になされ、一団地建築物設計制度等を活用し、特定行政庁の考えに基づき対応が可能として回答されている。しかしながら、一団地認定等とすることは将来的な制約から、実現が難しい状況にある。このため、一団地認定等を活用することなく、施設を利用する児童は、該当小学校通学児童であり、学校施設と放課後児童クラブは建築基準法施行令第1条第1項で定義をされる用途上不可分の関係にあるものとして、例示をして頂き設置促進を図らうとするものである。
新潟県	尾畑酒造(株)	既に清酒免許を有するものが、同一市内の廃校等において新規に清酒製造免許を申請する場合の酒税法第7条第2項における製造見込み数量の規制を緩和することについて	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造所ごとに、その製造所の所在地の所管税務署長の免許を受けなければならないが、一年間の酒類の製造見込み数量が一定量に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 既に清酒免許を有するものが、酒税法第10条第1項第11号関係の法令解釈通達に該当する範囲で、離島における交流人口等の拡大により地域の振興を図るため従来の製造場がある同一市内の廃校等を活用し、新規に清酒製造免許を申請する場合、酒税法第7条第2項における製造見込み数量の規定を適用しないよう要件の緩和を求める。
愛知県	個人	介護施設に関する規制の緩和	株式会社等民間の一般法人に特別養護老人ホームの開設・運用を認める。
愛知県	個人	介護施設に関する規制の緩和	特別養護老人ホーム等介護施設に対する容積率の規制を緩和する。
愛知県	個人	医療施設に関する規制の緩和	県が定める病床数規制を緩和し、特区における病院設立を認める。
愛知県	個人	医療施設に関する規制の緩和	工業地域への病院設立を認める。
愛知県	個人	医療施設に関する規制の緩和	病院及びリハビリテーションを行う施設に対する容積率の規制を緩和する。
大阪府	A市	A市まちづくり地区における事業地集積のための土地交換について	A市が、地方自治法上の「行政財産」として所有している土地所在地は、民有地と入り混じって点在しており、これらを打開すべく民有地と土地交換を行い、地域振興に資する計画を検討しているが、地方自治法第238条の4に行政財産の交換は無効である旨があり、この規定に特例を設けていただきたい。
大阪府	大阪府	地域冷暖房料金(熱供給料金)の経済産業大臣認可の廃止等	熱供給料金に関する経済産業大臣の認可制度を廃止し、熱供給事業者の自由な経営判断により、周辺地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金を設定できるようにする。
兵庫県	朝来市	農業振興地域整備計画の変更の要件緩和並びに、いわゆる1種農地の規制緩和	一定の地域においての農業振興地域整備計画変更要件の緩和及び手続きの簡素化、並びに農地法のいわゆる1種農地の規制緩和を行い、地元の意見を最大限反映した農と都市の複合的で理想的なまちづくりを実現する。
兵庫県	兵庫県	工業専用地域における用途地域の一部緩和措置	尼崎臨海地域(国道43号以南)において、21世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画に位置づけられた、カフェ・レストラン等の飲食店については、建築基準法に定められた用途規制の適用を除外する。
鳥取県	NPO法人明倫NEXT100	特産酒類の製造事業要件の緩和	地域の特産品として蜂蜜酒(ミード)を製造しようと考えています。そのため地域で採れた物を使つての製造にこだわりたいと考えています。よって現時点では年間1.5キロリットルの蜂蜜酒(ミード)の製造を検討しており「酒税法第七条第二項13号 その他の醸造酒 年間6キロリットル醸造」という要件を、「年間1.5キロリットル醸造」へ要件の緩和が必要である。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
徳島県	三好市	たばこの製造要件の緩和	たばこの刻み体験をすることは製造に該当しないよう、また希望する体験者に限定した試験について規制の緩和を求める。
徳島県	三好市	たばこの製造要件の緩和	製造事業者であるJTに市が委託栽培した阿波葉を使用した限定刻みたばこの製造を発注可能とする。
宮崎県	宮崎市	屋外広告物法第7条第4項の除却対象物件の拡大	屋外広告物条例第7条第4項に定める除却対象物件について、現行の「はり紙、はり札等、広告旗、立看板」に「その他条例で定める物件」という規定を追加する。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東日本大震災からの復興における住宅街区整備事業の適用	「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」で規定するような住宅街区整備事業を適用する。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	住宅街区整備事業における組合に係る要件の緩和	住宅街区整備事業において、借家人を住宅街区整備組合の準組合員とするとともに、組合の重要な議決事項の決定要件を緩和する。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	住宅街区整備事業における部会に係る要件の緩和	住宅街区整備事業において、借家人を組合の部会の準部会員とするとともに、部会の重要な議決事項の決定要件を緩和する。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	住宅街区整備事業における施行者の要件の緩和	都市再開発法と同様の手法を活用し、住宅街区整備事業において、再開発会社を施行者として認める。また、同法で規定するような特定業務代行者制度及び特定建築者制度を導入する。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	住宅街区整備事業における住宅街区整備組合規定の緩和	都市再開発法と同様の手法を活用し、住宅街区整備事業における住宅街区整備組合の参加組合員の規定を緩和する。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	住宅街区整備事業における保留地及び保留床の被災者への優先的分譲について	住宅街区整備事業における保留地及び保留床の処分について、特定の被災地域内で当該事業区域外に在住する被災者に対して優先的に分譲されるように求める。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	住宅街区整備事業における不動産の資産評価に関する基準の取り扱いについて	都市再開発法と同様の手法を活用・拡充し、住宅街区整備事業における不動産の資産評価算定方法及び評価基準日の指定に関する基準の取り扱いを定める。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	住宅街区整備事業における権利変換や担保等の移行に関する基準の取り扱いについて	都市再開発法と同様の手法を活用・拡充し、住宅街区整備事業における権利変換や担保等の移行に関する基準の取り扱いを定める。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	住宅街区整備事業における不動産の買取り基準の拡大	住宅街区整備事業における買取り対象について現行では「土地」のみであるのを「土地及び建物」に拡大し、また、買取主体について現行の「都道府県等」に「国」を追加する。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
福島県	いわき市	決算剰余金の取扱いについて	歳入歳出決算剰余金の扱いについて、地方自治法第233条の2の規定にとどめる。
山梨県	個人	地方議会への住民参加による、より開かれた議会への改革	地方議会への住民参加と発言権の確立
岐阜県	岐阜市	災害時等における専任水防団の公務の拡大特区	現行法で規定している水防団の任務を、水防に関する業務に限定せず、救助及び地震、風害等の災害の予防、警戒、防衛等に関する業務を追加し、水防団の任務を拡大する。
岐阜県	多治見市	市長選におけるマニフェストの頒布を拡大する特区	現在、1万6千枚を上限としている指定都市以外の長の選挙におけるビラの頒布枚数を、基準日における選挙区域内の総世帯数を上限とするもの。
愛知県	半田市議会 至誠クラブ	議員権限の強化等による自治体における議会内閣制型政府形態の試行	議員の予算提案権を認めること、議員の常勤職員との兼職を認めることなどによって、自治体における議会内閣制型政府形態の試行を可能にする。
12 環境・新エネルギー関連 < 9件 >			
東京都	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム、筑波大学生命環境化学研究科	生活排水を利用した藻によるバイオエタノール生産のための塩湖の開発に係る農用地区域からの農地の除外	津波被害による臨海部の農用地区域内農地において、藻類生成のため塩湖の作成と製造プラントを建設するため、農用地区域からの除外を可能とする。
東京都	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム、筑波大学生命環境化学研究科	農地を塩湖及びプラント事業用地に転用する目的で取得する場合の農地転用許可	現状において4ha以上の農地を他用途に転用する目的で取得する場合は、農林水産大臣の許可が必要であるが、塩害農地を一般法人が塩湖、プラント用途へ転用する目的で取得する場合に必要な転用許可を不要とする。
東京都	個人	高速道路の占用の緩和	高速道路に、平屋根を設けその屋根の部分に太陽光発電パネルを設置することを可能とする
神奈川県	株式会社日本環境カルシウム研究所	処分の対象となる一般廃棄物(焼却残渣)の利用に関する規制の緩和	一般廃棄物の処理責任者である地方公共団体の清掃工場から排出される焼却残渣(一般廃棄物に限る)を当該地方公共団体が盛土構造物を築造するための盛土材として自ら利用する場合は、当該焼却残渣の処理方法(中間処理を除く)を廃棄物処理法に基づく廃棄物(占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため)に不要になったもの)の処分としてではなく、廃棄物処理法の上位法である循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の利用として取り扱うこととする。
兵庫県	兵庫県	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、鉄砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験者負担を軽減する。
兵庫県	兵庫県	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区の全部又は一部区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ※)に関し、「わな」による捕獲をすることができることとする。 ※ 特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の顕著な狩猟鳥獣(シカ・イノシシ)を対象とする。
兵庫県	兵庫県	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃によるシカの捕獲をできることとする	農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲かな等により捕獲したシカの止めさし等について、夜間の銃の使用を可能とする。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
兵庫県	兵庫県	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。
神奈川県、北海道	株式会社エコデリック、明円工業株式会社	容器包装リサイクル法における「分別基準適合物」および「再商品化手法」の一部緩和	1. 容器包装リサイクル法第二条6項における分別基準適合物について環境省令第二条八項の二に規定されている「圧縮されていること」を除外する。 2. 「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(公布日:平成18年12月01日)」にて記述されている「固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料」の緊急避難的・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。
13 国際交流・観光関連 < 6件 >			
北海道	根室市	【拡充提案・関連提案 506 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業】 特例措置の内容の緩和	研修生派遣国との取引額の合計が過去1年間に10億円以上について、2億円以上とする。
青森県	(社)八戸観光コンベンション協会	タクシーにおける時間制運賃の単位時間の短縮	現行での道路運送法では、タクシーの時間制運賃は30分を最短に認可申請ができますが、認可料金の設定を15分から設定できるようにする。
大阪府	大阪府	外国医師等臨床修練制度の規制緩和	日本の免許を持たない外国医師等が、診療業務等に従事して日本の優れた医療に関する知識・技能を習得したり、病院や医師間の交流を促進するため、診療所における修練を認める等、臨床修練制度とその運用を緩和する。
兵庫県	兵庫県、南あわじ市	離島航路事業者が行う周遊運航事業の実施円滑化	離島航路事業者が定期航路事業の空き時間に周遊事業(不定期航路事業)を実施する場合、以下の措置を行う。 ・船員の労働時間の特例措置を認める ・不定期航路の届出範囲を拡大する
兵庫県	兵庫県	管理受託者のインセンティブとなる国営 明石海峡公園の弾力的な管理運営体制の構築	国営明石海峡公園の弾力的な管理運営体制の構築を求める。 ①企画割引等を管理受託者が自由に行えるよう、入園料の減免手続の弾力的な運用 ②管理受託者の努力により、入園料について前年度収入の一定額を上回る増収があった場合、利用者にとって魅力ある新たなイベント開催の原資として活用できる枠組みの構築
鳥取県	倉吉市	自家用電気自動車を活用した有償旅客運送の緩和	道路運送法より制限されている自家用車による有償運送について、NPO等のボランティアによる観光ガイドも有償運送の許可とするもの。
14 地域再生(予算関連等) < 9件 >			
福島県	福島県	「地域公共交通確保維持改善事業」(生活交通サバイバル戦略)における制度改正	従来の補助制度を改正し、平成23年度から創設された左記補助事業は、従来の補助制度を改正したもので、要件が一部緩和されたものの、実際に存続が困難な路線は、要件を満たすことができず、沿線自治体が独自の支援をしている現状であり、地域公共交通を維持・確保するための支援としては十分とは言えない制度となっている。 さらに、3/11に発生した東日本大震災により被災した東北地方においては、鉄道代行として、臨時に運行しているバス等を走らせているが、本制度の支援対象とならず、地域の実情を反映しにくい制度となっている。 被災地域における公共交通を立て直し、従来の交通を維持・確保するためには、東北地方を始めとした被災地域においては、「地域公共交通確保維持改善事業」を地域の実情に合わせて活用できる枠組みに再構築されたい。 また、被災住民のニーズに応じて路線バスを運行する際のバス購入に係る自動車税等租税についての免除措置を講じること。
東京都	株式会社パソナグループ	東日本大震災の被災地における、自営業者のためのセーフティネット構築	被災地において、事業所が流出、全壊した会社の従業員については失業保険等の給付を受けることができる。 一方、自営業者は低金利の融資制度等はあるものの、津波の被害で再開の目処すらたない者も多い。 災害時の臨時的な制度としてではなく、自営業者が天災を含めたリスクに対応できるセーフティネットを整備し、震災対応と今後の自営業者の暮らしの安定を目指す。
東京都	株式会社パソナグループ	農地法の転用等 :農業用途を条件に設備投資可能	復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の支援措置を要望します。 [農地転用後の固定資産税減免] 農地転用後の土地に対して、農地と同等の固定資産税を適用する。

都道府県	提案主体名	規制の特例事項	規制の特例事項の概要
東京都	株式会社パナグループ	投資環境の改善 :被災地域への投資要件の緩和、 拡大	被災地域への投資環境改善のための支援措置を要望します。 [投資環境の充実化] "新規投資"、"被災地域での投資"を条件に、参入した法人に対して、法人税・法人事業税・法人住民税の減免措置を要望します。
愛知県	愛知県、愛知環状鉄道株式会社	民間企業による第3セクターへの出資促進について	公共性の高い事業を担う第3セクターの経営安定化のためには、自治体による出資等の支援だけではなく、3セク事業の恩恵を受ける民間企業からの出資を募ることが不可欠である。リーマンショック以降の世界的不況、東日本大震災の影響で、民間企業から出資を募るのに困難状況が続いているが、3セクにおいては、新たな資金需要に対応せざるを得ないところも多いためと考えられる。そこで、民間企業が少しでも3セクに出資しやすくするため、民間企業が3セクの株式を購入した場合、その金額を同一年分の株式売却益から控除できるようにする。(できれば、3セク出資額を税額控除できるようにする。)
大阪府	箕面市	生産緑地活性化促進特区の創設 (税制関係)	生産緑地地区の農地の貸借や市民農園開設にかかる相続税納税猶予制度の適用緩和を行う。(租税特別措置法関係)
兵庫県	兵庫県、南あわじ市	離島航路事業者が行う周遊運航事業の実施円滑化	離島航路事業者が定期航路事業の空き時間に周遊事業(不定期航路事業)を実施する場合、離島航路の補助対象を緩和する。
奈良県	山添村	地域公共交通確保維持改善事業について	存続の危機の瀕している地域の交通手段を確保することを目的に制定された、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の主旨に合致するものにあつては、実施年度を問わず補助対象としていただきたい。
東京都、愛知県	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	住宅街区整備事業における一般会計補助制度の補助負担率の拡充	住宅街区整備事業における組合施行の一般会計補助制度の負担を拡充する。